

# くみあいニュース No. 122

2016. 2. 9 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行  
<http://kitunion.wix.com/kitunion>

## 人勧通りの給与改定

～退職金、今年度末退職者には有利に～

～福知山勤務単身赴任手当は 30,000 円～

2月4日に労使協議が行われ、給与改定や他を含めた下記18件の規則の見直しと新規規則の制定、また平成28年度の労使協定に関して、法人より提案がありました。

- |  |                    |
|--|--------------------|
| 規則1：ユニバーシティー・リサーチ・アドミニストレーター（URA）就業規則（新） |                    |
| 規則2：特定教職員就業規則（新）                         | 規則3：職員就業規則         |
| 規則4：職員給与規則                               | 規則5：職員勤勉手当支給細則     |
| 規則6：年俸制適用職員給与規則                          | 規則7：職員退職手当規則       |
| 規則8：年俸制適用職員退職手当規則                        | 規則9：特任教員等就業規則      |
| 規則10：特任専門職就業規則                           | 規則11：期間雇用非常勤職員就業規則 |
| 規則12：短時間勤務非常勤職員就業規則                      | 規則13：再雇用職員就業規則     |
| 規則14：特定再雇用職員就業規則                         | 規則15：外国人研究員就業規則    |
| 規則16：非常勤講師就業規則                           | 規則17：職員表彰等規則       |
| 規則18：障害者差別解消法関連規則（法律施行に伴い4/1制定予定）        |                    |

これらの規則改定における主な提案内容は下記の通りです。

### 1) 人勧対応（平成27年4月1日に遡って実施されます）（規則4, 5, 6, 11, 14）

昨年8月に出された人事院勧告の主な内容は、俸給表水準の引き上げ（民間との較差0.36%の穴埋め）、勤勉手当における0.1月分の引き上げ、単身赴任手当の引き上げ、この3点でした（地域手当については本学に関係なし）。これらのことに伴い、

#### ・ 俸給表が増額改定されます

増額分は号俸に応じて変わりますが（号数が少ない方が増分は大きい）、概ね次のようになります。

一般職 1級 2,500～1,200円 2級 2,500～1,100円 3級 2,500～1,100円

4級 1,600～1,100円 5級 1,200～1,100円 6級 1,200～1,100円

教育職 助手 2,800～1,100円 助教 3,000～1,100円 講師 3,200～1,100円

准教授 2,800～1,100円 教授 1,500～1,100円

医療職 1級 2,800～1,100円 2級 3,000～1,100円 3級 2,900～1,100円

4級 2,500～1,100円

特定再雇用職員 フルタイム型 1,100円 パートタイム型 900円

ただし、平成27年4月1日付給与改定（人勧、給与制度の総合的見直し）にて、現給保障（平成30年3月31日まで）を受けている方にとっては、改定額が保障額を上回らない限り給与額に変化はありません。また、今回の改定で今後の昇給を見込んでも、俸給表の額が保障を受けている額に追いつくのが劇的に早まるわけではありません。さらに、年俸制においても同程度の増額となるよう成績率が改定されます（成績区分B（標準）では404/100 → 414-454/100）。

- ・ **勤勉手当の支給率が増えます**（勤務成績によって率は変化するが、全体の期待値として人勧準拠80/100）

職員（指定職、特定管理職以外）勤務成績良好 72/100→77/100

特定再雇用職員 35/100→37.5/100

期間雇用非常勤職員 75/100→80/100

平成27年度の分については、改定差額は12月期の支給額にて計算されます（差分については職員が10/100、特定再雇用職員が5/100、期間雇用非常勤職員が10/100）。

- ・ **単身赴任手当が増えます**

26,000円→30,000円

これが福知山勤務単身赴任の手当です。また福知山での地域手当は、京都勤務と変わりません（10%）。さらに、再雇用職員、特定再雇用職員にも単身赴任の場合、手当が支給されるようになります。

## 2) 退職手当（12/9代議員会決議通りの対応です）（規則7）

現行では63歳の給与を基礎としながらも63歳以降に給与が改定されればそれに従って、退職手当を算定することになっていました。ところが、給与制度の総合的見直し（人勧）により、63歳以降に基本給が減額される事態となっています。特に、今年度末退職者にとっては、63歳時点の基本給額で退職手当を算出した方が有利であり、そのように実施できるように細則が改定されます。

## 3) ユニバーシティー・リサーチ・アドミニストレーター（URA）（規則1）

競争的資金の獲得など、学術研究を支援する新しい職種が導入されます。他大学では平成25年度頃よりその実績があります。本学では、これまで産学連携等にご尽力下さった教員の方々が創造連携センターに在籍していました。本制度はその方々への待遇であると示唆されました。また、ポスドクのキャリアのうちの一つともとらえられています。年俸制で、外部資金獲得支援手当（間接経費の5%の範囲内）が支給されます。

## 4) 特定教職員（規則2）

年齢が65～70歳の自己都合退職者や定年退職者を学長判断で再雇用するための制度です。現在、社会貢献や高大接続等、大学の業務が増えることに対応して、若手層

の増員がはかられています。この若手層への補助や助言を行うことを業務とし、具体的には入学前学習や A0 入試、海外展開などに対して時間に応じて雇用されます。ただし、財政上、直ちに雇用が発生するかどうかはわからないとのことです。

5) クーリング期間（規則 9, 10, 11, 12, 15, 16）

有期雇用において、契約期間を終え、再度雇用契約を結ぼうとするとき、空白期間を 6 か月以上とするのが現行です。これについて、契約期間が 1 年に満たない場合には、空白期間を契約期間の 1/2（1 か月単位に切り上げ）以上であればよいと改定されます。

6) 自己都合退職（規則 9, 10, 15）

職員就業規則では、自己都合による退職については、30 日前までに申し出ることが定められています。これと整合をとるかたちで、他の就業規則でも同様に定められます。

7) 解雇制限（規則 9, 10, 11, 12, 15）

労基法によって打ち切り補償を支払う場合、また労基署の認定を受けた場合においては、解雇できないと定められます（これまで職員就業規則にはありましたが、有期雇用の就業規則にも含められます）。

8) 障害者差別解消法関連（規則 3, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16）

障害者差別解消法の法律が施行されるにあたって、本学の規則も整備されます。協議では国大協資料が提示されました。資料では、大学における障害者差別を解消するための対応等や、職員がそれを怠った場合の処分（懲戒）について明記されています。

9) 欠勤の届出（規則 3, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16）

欠勤を届け出なければならないこと、また欠勤の期間には給与が支給されないことが明記されます。

10) 時間外勤務、休日の振替・代休（規則 9, 10, 11, 12）

職員就業規則で定められるのと同様に、他の就業規則でも整備されます。

11) 休職に関する規則改定に伴う経過措置

12/9 代議員会の決議通り、休職に関する規則が平成 28 年 4 月 1 日付で改定されます。また代議員会では、新規則施行前より休職する職員への対応に関して、経過措置を設けるよう要求が出されました。法人は、該当する職員の方に新規則を適用するのは、その方が復職した後とすることを示しました。

12) 平成 28 年度労使協定について

現時点で、法人は、平成 28 年度労使協定（時間外勤務、休日勤務、専門業務型裁量

労働、一斉休憩の適用除外、介護に係る特別休暇が付与される者の適用除外、時間外勤務を免除する職員の適用除外) について、実質今年度と同内容での締結を提案してきています。

法人は、以上の規則改定の説明資料として、200 紙面を超える資料を配付しました。以下にて公開致しますので、適宜ご参照下さい。(このニュースをお届けするメール本文にもリンクを添付致します。)

<https://www.dropbox.com/s/3ltd3dph51w2430/160204%E5%85%A8%E9%85%8D%E4%BB%98%E8%B3%87%E6%96%99211%E7%B4%99%E9%9D%A2.pdf?dl=0>

また、この規則改定に関して、組合の意見を 2/12 に開催する代議員会にて集約致します。時間が限られた中でのお願いで誠に申し訳ございませんが、ご意見を執行部もしくは、各ブロックの代議員にお伝え下さい。